

期間入札の公告

令和 8年 3月13日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 森 林 未知代

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 4月 3日から 令和 8年 4月13日まで
開札期日	日 時 令和 8年 4月16日 午前10時00分 場 所 札幌地方裁判所別館4階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 4月22日 午前 9時20分 場 所 札幌地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 8年 4月20日から 令和 8年 4月24日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 3月13日から当庁記録閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|------------------------|-------------|
| 1 | 所 在 | 札幌市清田区清田十条四丁目 | |
| | 地 番 | 353番818 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 210.01平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 札幌市清田区清田十条四丁目 353番地818 | |
| | 家屋 番号 | 353番818 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 | |
| | 床 面 積 | 1階 | 66.24平方メートル |
| | | 2階 | 60.86平方メートル |



注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、2週間程度延期する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

物件明細書

令和 8年 2月 3日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 森 林 未知代

-
- 1 不動産の表示
【物件番号1, 2】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1, 2】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも掲載されています。



物 件 目 録

- 1 所 在 札幌市清田区清田十条四丁目
地 番 353番818
地 目 宅地
地 積 210.01平方メートル
- 2 所 在 札幌市清田区清田十条四丁目 353番地818
家屋 番号 353番818
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 66.24平方メートル
2階 60.86平方メートル



令和7年(ケ)第115号
令和7年11月5日受理
令和7年12月15日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所

執行官 山口 毅

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 札幌市清田区清田十条四丁目 |
| | 地 番 | 353番818 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 210.01平方メートル |
| 2 | 所 在 | 札幌市清田区清田十条四丁目 353番地818 |
| | 家屋 番号 | 353番818 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 66.24平方メートル
2階 60.86平方メートル |



不動産の表示	『物件目録』のとおり
住居表示	札幌市清田区清田十条四丁目26番2号
土地	物件1
現況地目	■宅地(物件1) □公衆用道路(物件) □ (物件)
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本土地に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	「その他の事項」のとおり
建物	物件2
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる(□主である建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:
物件目録にない附属建物	■ない { 種類: □ある { 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を住居・事務所(空き家)として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 □ある { 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 物件1について

- 1 本件土地は、積雪のため、境界石等を確認できなかったため、公図等の各種図面と本件建物の配置等を照合した結果、概ね公図のとおりと思われるが、同土地の正確な地積及び範囲等を確定するには、専門家の測量を要する。
- 2 本件土地の南東側及び同北西側において、それぞれ市道に接面している。
- 3 本件土地は、東向き緩傾斜地勢であり、各接面道路、北東側隣接地及び南西側隣接地と概ね等高に接面するものの、画地内において約0.5メートル程度の高低差があるものと見られる。
- 4 本件土地の南東側に、駐車スペースがあるものと見られる(写真1参照)。
- 5 本件土地の北西側に植栽が存するが、一部道路にはみ出している(写真5参照)。

■ 物件2について

- 1 本件建物の状況は、内外部共に、全体的に概ね経年相応の損耗であり、特筆すべき汚損等は見られなかった。
- 2 ポーチがある(写真1及び建物間取図各参照)。
- 3 所有者所有のスチール製仮設物置(約3.96平方メートル)がある(写真1及び土地建物位置関係図各参照)。

■ 本件建物の占有状況について

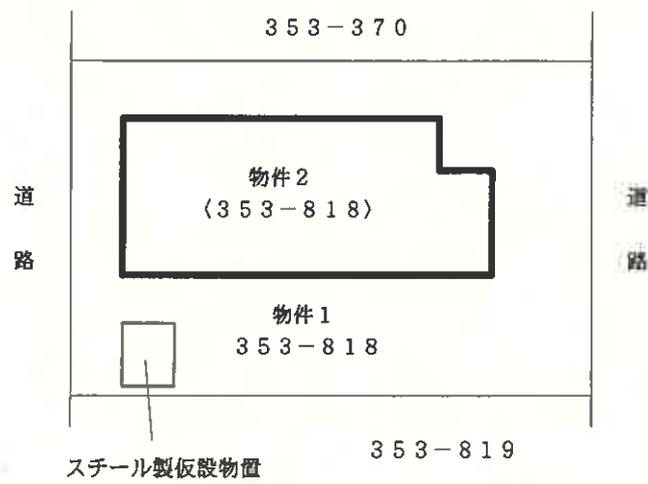
- 1 本件建物の表札は、所有者の氏が漢字で表示されている。また、郵便受けは2個あるが、所有者の氏及び「エムアンドアール株式会社」の表示がある。
- 2 電気メーターは、停止している。
- 3 添付写真のとおり、室内に事務机や家財道具類が置かれていたものの、事務室内のカレンダーが捲られていないなど、人の出入りなどの生活実態等は感じられなかった。
- 4 以上により、本件建物の占有状況については、上記現場の状況等を総合勘案して、2枚目記載のとおりであると認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
R7年11月5日(水) : - :	当庁(インターネット)	登記記録閲覧(目的外建物及び附属建物の登記の有無)
R7年11月10日(月) 9:40-10:00	物件所在地	物件確認、占有調査(占有者不在)、連絡文書投函
R7年11月26日(水) 13:30-13:35	物件所在地	占有調査(占有者不在)、連絡文書投函
R7年12月9日(火) 9:20-10:40	物件所在地	立入調査、写真撮影、評価人同行
R7年12月9日(火) : - :	当庁(インターネット)	エムアンドアール株式会社の登記情報取得
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和7年12月9日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 A を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図

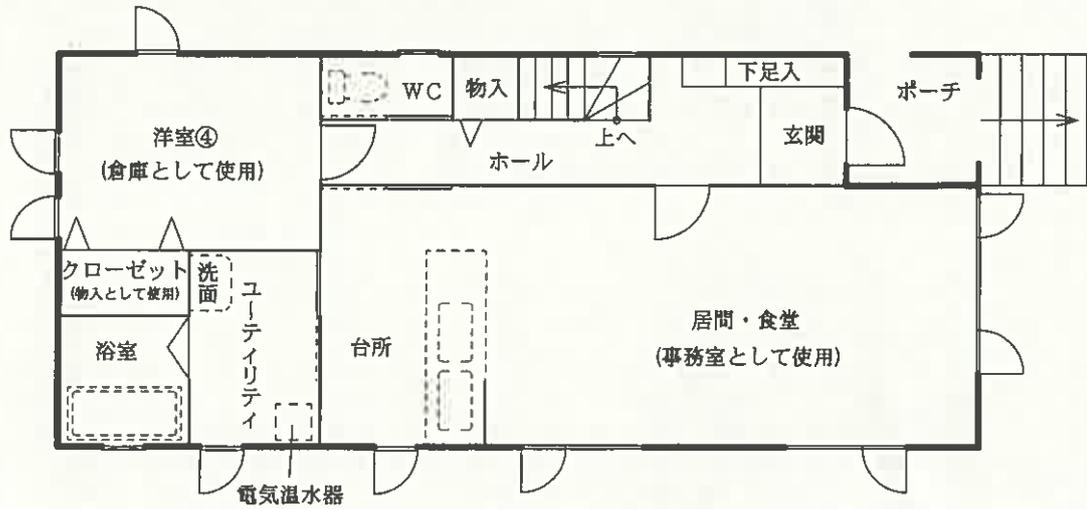


S ≒ 1 : 250

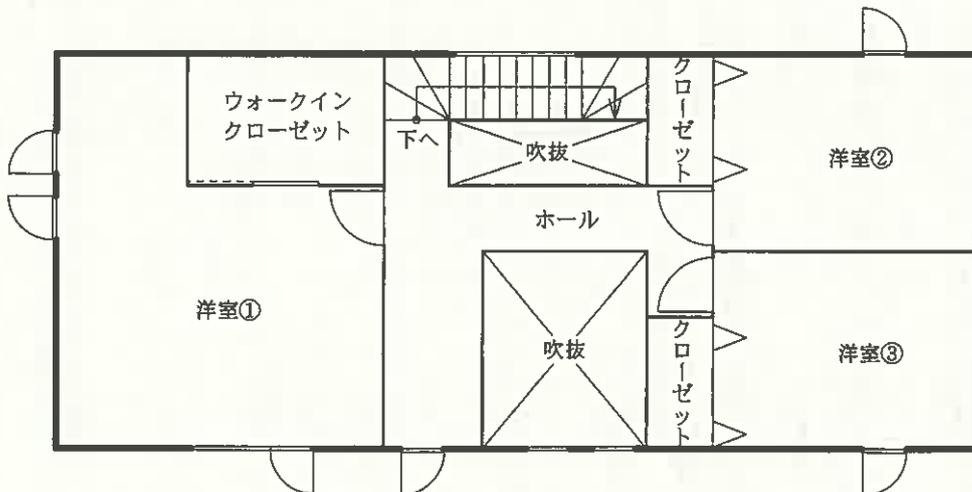
建物間取図 (間取略図)



1 階



2 階



1 建物外観



2 1階居間・食堂（事務所）



3 1階台所



4 1階浴室



5 北西側の植栽の状況



令和7年(ケ)第115号
令和7年12月9日現地調査
令和7年12月12日評 価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
横山 幹人

第1 評価額

一括価格	
金14,170,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金3,910,000円
物件2（建物）	金10,260,000円

- 1 一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不具合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地目 地積	札幌市清田区清田十条四丁目 353番818 宅地 210.01㎡	
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	札幌市清田区清田十条四丁目 353番地818 353番818 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 66.24㎡ 2階 60.86㎡	特記事項の通り
番号	特記事項		
2	・敷地内にスチール製仮設物置1棟有り(別添図参照)		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位置・交通	札幌市営地下鉄東豊線「福住」駅のほぼ南東方道路距離にして約6.4kmに位置する(別添位置図参照)。	
付近の状況	付近は清田南循環通の南東側背後に当たり、中規模一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 日影規制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 40% 80% 建築基準法第22条区域 3時間/2時間 測定面1.5m <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の後退距離 1m ・建築物の高さの制限 10m ・敷地面積の最低限度 165㎡ ・容積率：専用住宅、長屋、二戸の共同住宅以外は60% (戸建住環境保全地区による) ・北側斜線高度地区 ・特別用途地区 (戸建住環境保全地区) ・清田南第一地区地区計画 ・宅地造成等工事規制区域 ・景観計画区域 ・緑保全創出地域 (区域名称：居住系市街地)
画地条件 (形状等)	南東側間口約11.7m、北西側間口約11.7m、奥行約18.0mの別添図の通り長形状の二方路画地である。	
接面道路	南東側…認定幅員8.0mの舗装市道 北西側…認定幅員14.0mの舗装市道 (建築基準法第42条第1項第1号)	
土地の利用状況及び隣地の状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・本件土地(物件1)は、本件建物(物件2)の敷地として利用されている。 ・東向き下り緩傾斜地勢であり、接面道路及び北東側、南西側隣接地とは概ね等高に接面するものの、積雪下による観察であるが、敷地内に約0.5m程度の高低差があるものと見られる。 	
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：なし 下水道：あり	

<p>特 記 事 項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 札幌市埋蔵文化財センターによると、本件土地は周知の埋蔵文化財包蔵地、及び埋蔵文化財が発見される可能性の高い地区（可能性地）に該当していないとのことである。 2 物件の確認は、主に公図等に基づく目測（一部巻尺）に依り把握したものである。土地境界を示す標石等は積雪のため確認することが出来ず、その概略の状況を把握するにとどまった。 3 対象土地については、現地調査及び閉鎖登記簿による過去の履歴調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。ただし、評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。 4 積雪下による観察であるが、敷地内の南東道路側に、駐車スペースが有るものと見られる。 5 北西側の植栽が一部道路にはみ出している状況にある。
----------------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主たる建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成18年12月27日 新築 経過年数 約 19 年 経済的残存耐用年数 約 21 年
仕 様	構 造 木 造 屋 根 亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁 サイディング 内 壁 ビニールクロス等 天 井 ビニールクロス等 床 フローリング、ビニールシート等 設 備 電気、水道、バス、トイレ、電気温水器等 その他 都市ガス供給エリア外で、プロパン庫が無く、電気温水器等の設備から見てオール電化住宅と見られる。
床面積（現況）	登記記載の通り。
現況用途等	階 層：2 階 現況用途：居宅・事務所（※特記事項参照） 間取り：4LDK [建物間取図(間取略図)のとおり]
品 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総 合：普通 ・ 使用資材：普通 ・ 施 工：普通
保守管理の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観上は特に大きな損傷等は見当たらず、概ね経年相応程度の損耗、劣化等の状況にあるものと見られた。 ・ 立入調査時に占有人等が不在であり、設備機器類の正常な作動については確認していない。
建物の利用状況	現況調査報告書参照

特 記 事 項	<p>1 本件建物は、新築時に建築確認申請がなされ、完了検査済証の交付を受けている。(市担当課照会による)</p> <p>2 土地建物位置関係図のとおり、敷地内(物件1)の西側にスチール製仮設物置(約3.96㎡)が所在している。この仮設物置は建物価格に含めて評価した。</p> <p>3 目視による調査の範囲では、アスベスト使用の有無については特に確認できなかった。但し、評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。</p> <p>(※) 1階の居間・食堂部分は、事務用の机、椅子、書類棚やコピー機等が置かれ、事務室として使われている。又、1階の洋室④は、事務、販売用の備品が置かれた倉庫として利用されている。</p>
---------	--

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を、次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	45,000	1.01	210.01	0.95	9,068,000

ア 標準画地価格：第6参考価格資料記載の標準地等との規準並びに類似地域所在の取引事例価格と比準した価格(比準価格)及び売り物件の価格等を考量のうえ、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：二方路、地勢ほか +1% (1.01)

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：-5%

② 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価(仮設物置を含む)を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	220,000	127.10	0.38	10,626,000

ウ 現価率

- 耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を査定した。
〔経済的全耐用年数40年、経過年数19年、経済的残存耐用年数21年、観察減価(機能的及び経済的減価)30%、残価率3%として〕
- 現価率 = [残価率3% + (1 - 0.03) × (経済的残存耐用年数21年 / 経済的全耐用年数40年)] × (1 - 観察減価0.30) = 0.38

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	9,068,000	0.40	法定地上権	3,627,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 カ	評価額(円) (ア+イ)×ウ ×エ×オ×カ (千円以下切り捨て)
1	9,068,000	- 3,627,000	/	0.90	0.80	-	3,910,000
2	10,626,000	+ 3,627,000	—	0.90	0.80	-	10,260,000
一括価格(合計)							14,170,000

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：受命物件の個別的要因及び現況(3~6頁記載の通り)並びにこの種中古住宅の需給動向等を考慮の上、市場性修正として0.90を乗じた。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価：特にない。

第6 参考価格資料

1 地価公示標準地価格〔札幌清田―8〕

所 在 : 札幌市清田区真栄4条3丁目131番180
「真栄4条3-9-8」

価 格 : 66,100円/m²

位 置 : 札幌市営地下鉄東豊線「福住」駅の南東方道路距離
約5.9kmに位置する。

価 格 時 点 : 令和7年1月1日

地 積 : 216m²

供給処理施設 : 水道、ガス、下水

接 面 道 路 : 北東10m市道に接面

用 途 指 定 等 : 第一種低層住居専用地域〔建蔽率40%、容積率80%〕

地 域 の 概 要 : 一般住宅の建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1	7,056,300 円
物件2	4,265,500 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 地図に準ずる図面写し
- 3 土地所在図・地積測量図写し
- 4 建物図面・各階平面図写し
- 5 建物間取図（間取略図）
- 6 土地建物位置関係図

以 上

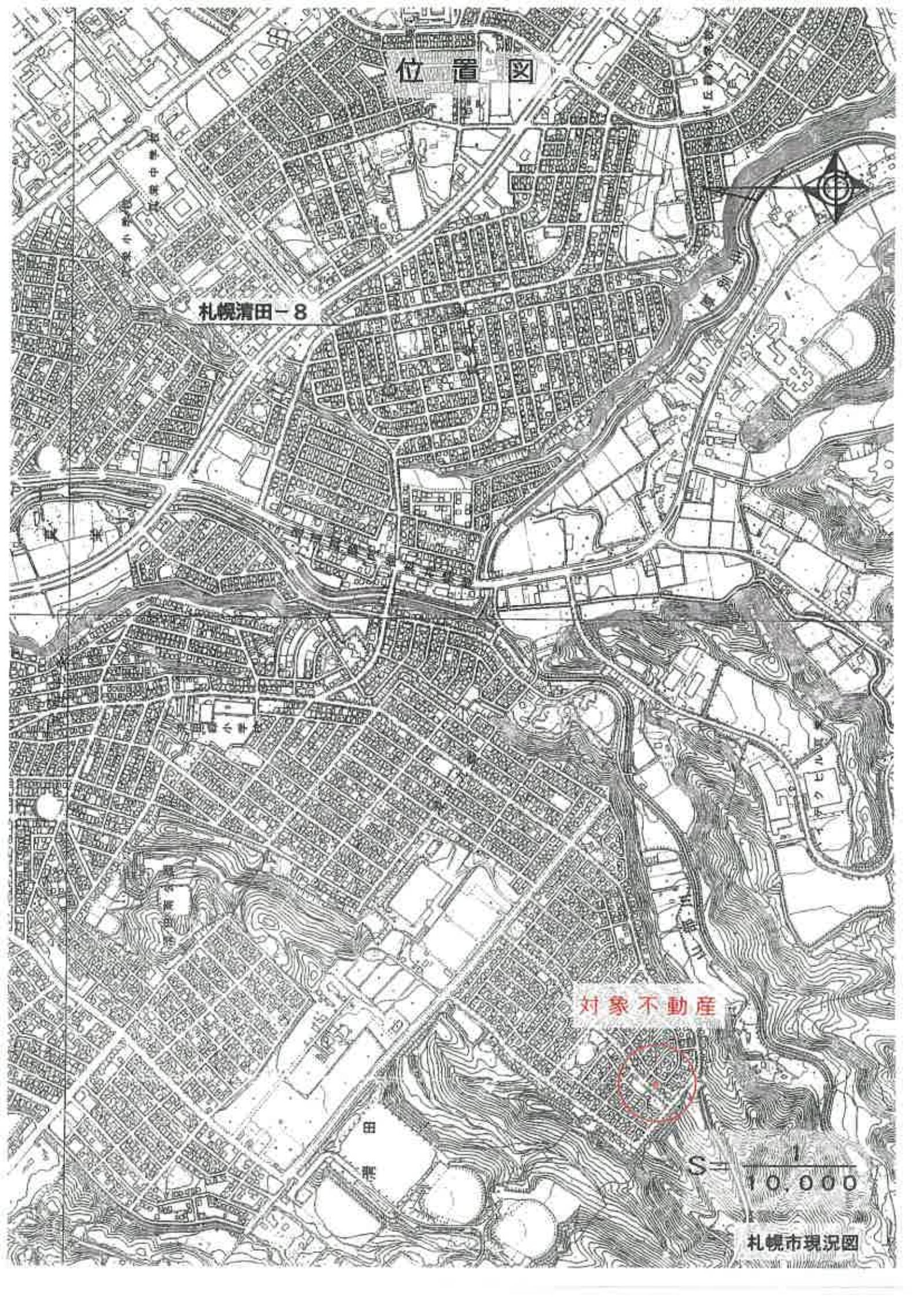
位置図

札幌清田-8

対象不動産

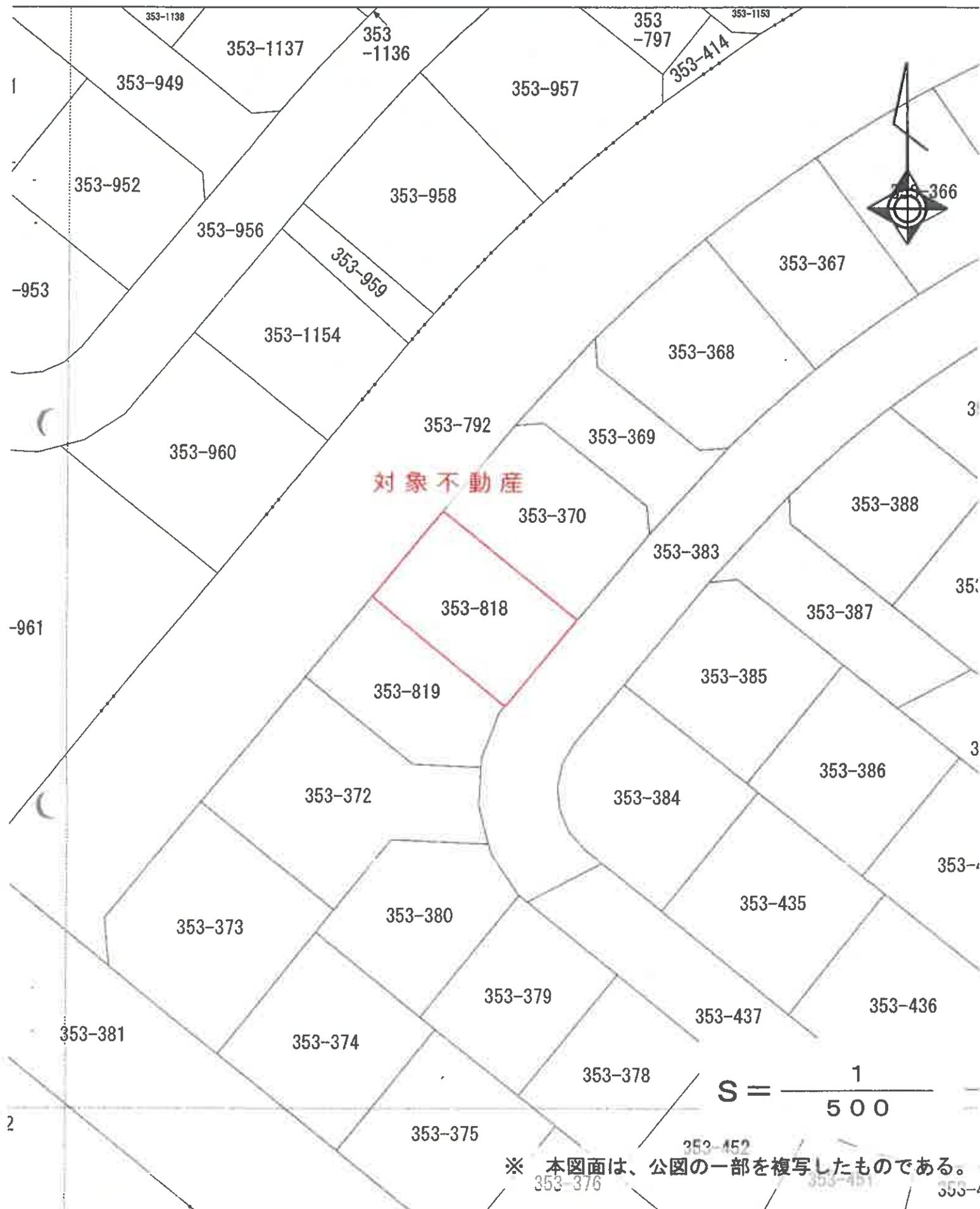
S= 10,000

札幌市現況図



地図に準ずる図面写

(座標値種別：測量成果)



対象不動産

$$S = \frac{1}{500}$$

※ 本図面は、公図の一部を複写したものである。

(座標値種別：測量成果)

土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付け土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番 区 標	清田十条
	3丁目
	清田十

登記年月日：平成18年9月11日

これは図面に記録されている内容を証明した畫面である。

(札幌法務局南出賃所発給)

令和7年9月22日

東宮法務局中野出賃所

登記官

請求番号：21-2

図 図 所 在 地 積 測 量

番 号 353番370
土地の所在 札幌市清田区清田10条4丁目

地図番号	境界線の種類及び境界線の記号又は点積3791
種別	土地家屋調査士専用図
既設	コンクリート製
新設	ダクタイトル
与点の種類	イ. 公共基準点 ロ. 図根点 ハ. 登記基準点 ニ. ダクタイトル

与点の成果 ダクタイトル標 旧測地系

点名	X座標	Y座標
11-1	-113319.454	-67045.279
10-1	-113350.245	-67095.988

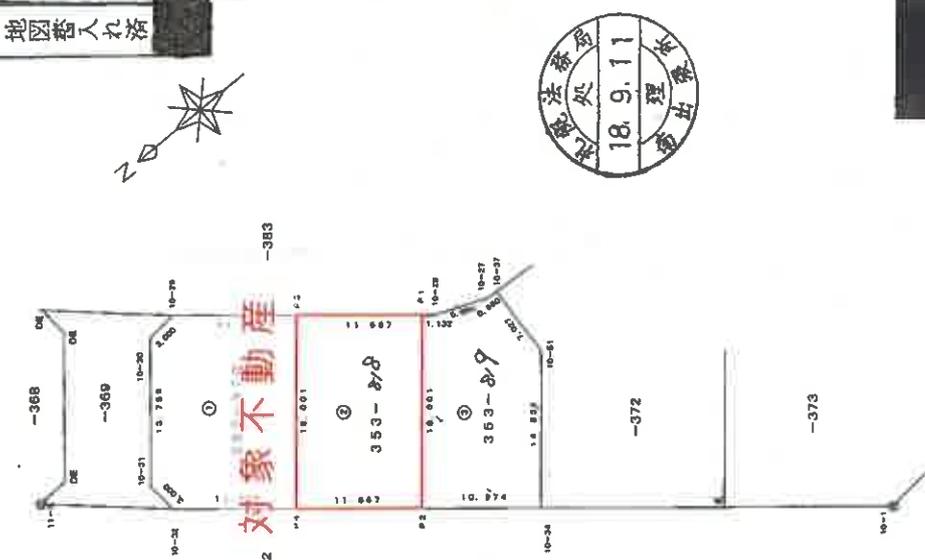
求積表

地番	NO	X _n	Y _n	X _{n+1}	Y _{n+1}	面積
353-370	P3	-113346.846	-67046.852	-2403562.279430	11.497	3.000
	10-29	-113359.967	-67039.548	-795606.448934	13.759	3.000
	10-30	-113356.982	-67039.850	1246026.780106	11.376	3.000
	10-31	-113328.323	-67050.542	1549978.145348	18.001	18.001
P4	10-32	-113328.625	-67063.526	1157198.589875	11.376	18.001
	10-34	-113337.410	-67060.753	-756413.874340	18.001	18.001
合計				-479.087373	239.5436865	239.54

地番	NO	X _n	Y _n	X _{n+1}	Y _{n+1}	面積
353-370	P1	-113357.856	-67054.264	-2415995.994929	11.667	18.001
	P3	-113348.846	-67046.852	735520.661694	11.667	18.001
	P4	-113337.410	-67060.753	2415550.219330	18.001	18.001
	P2	-113346.420	-67068.165	-7355504.919380	18.001	18.001
合計				-490.023284	210.0116420	116.01

地番	NO	X _n	Y _n	X _{n+1}	Y _{n+1}	面積
353-370	10-51	-113364.128	-67063.912	-2068215.151232	7.027	0.960
	10-37	-113364.432	-67056.112	-801939.991968	5.094	1.132
	10-27	-113363.474	-67056.838	-216410.871866	18.001	18.001
	10-28	-113358.730	-67054.983	-291785.371020	10.974	14.534
P1	10-26	-113357.856	-67054.264	1494263.257192	18.001	18.001
	P2	-113346.420	-67068.165	2365766.478240	10.974	14.534
10-34	10-34	-113354.895	-67075.136	-482098.368435	14.534	14.534
	合計			-400.018489	200.0092445	200.00

総合計面積 649.5645730 m²



申請人 [Redacted] 500
 作成者 [Redacted]
 官公署証明番号 平成 年 月 日
 18年9月6日(作成)

※原図を70%に縮小

H17.11.3000K

登記年月日：平成19年2月27日

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。

(札幌法務局南出張所管轄)

令和7年9月22日

東京法務局中野出張所

登記官

図番番号：21-3

建物図面・各階平面図併用

各階平面図 518411

家屋番号	353番818
------	---------

建物図面

建物の所在 札幌市清田区清田10条4丁目353番地818

公図写

1階

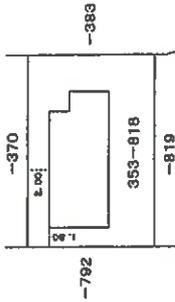


求積数					
10.92	×	5.46	=	59.6232	
1.83	×	3.54	=	6.6248	
計				66.2480	
床面積				66.24	m ²

2階



求積数					
12.74	×	2.73	=	34.7802	
5.918	×	2.73	=	16.14796	
4.65	×	2.73	=	12.4215	
2.73	×	0.91	=	-2.4843	
計				60.86535	
床面積				60.86	m ²



作製者

(平成19年2月27日作成)

縮 1/250
尺

申請人

縮 1/500
尺



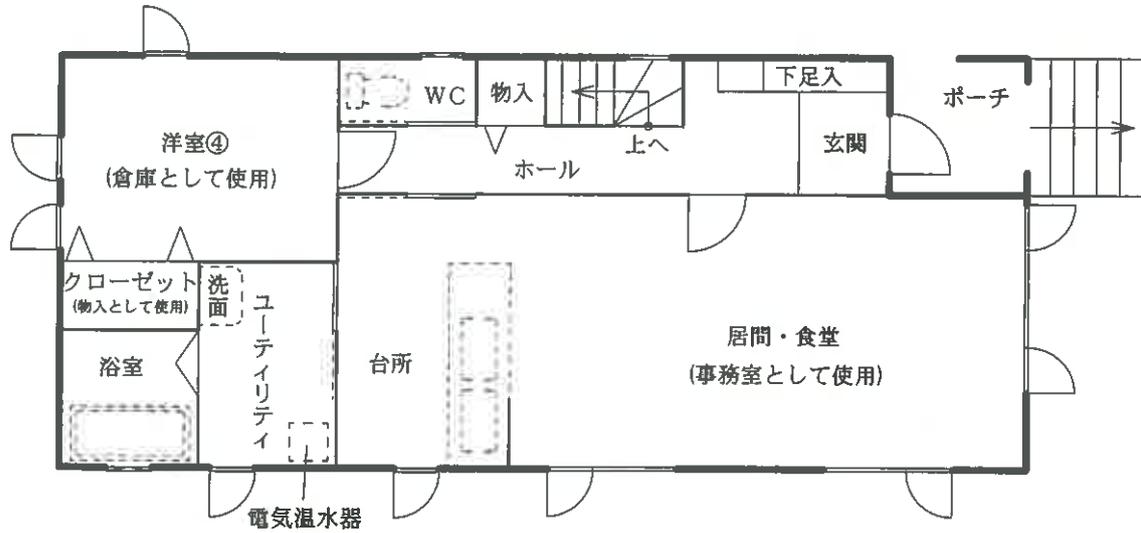
(札幌土地家屋調査士会用紙)

※原図を70%に縮小

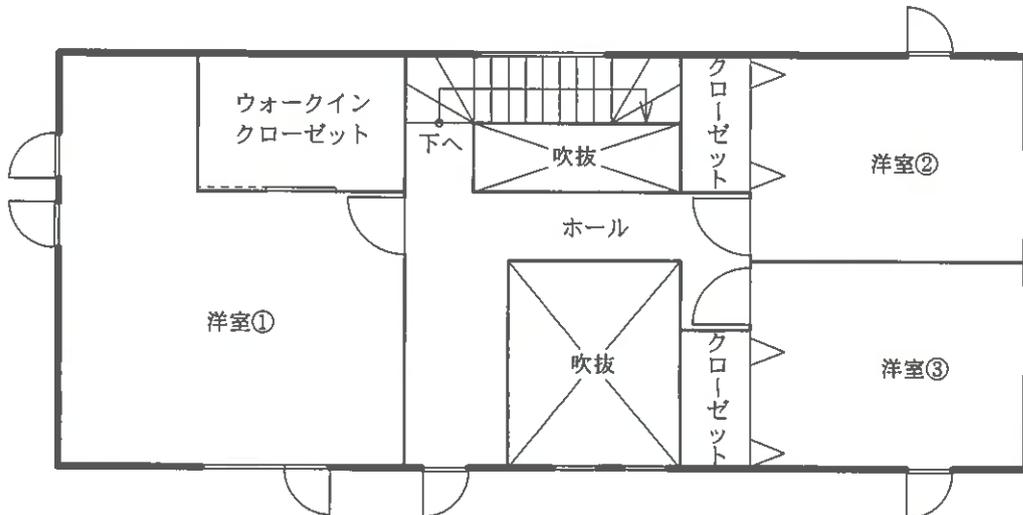
建物間取図（間取略図）



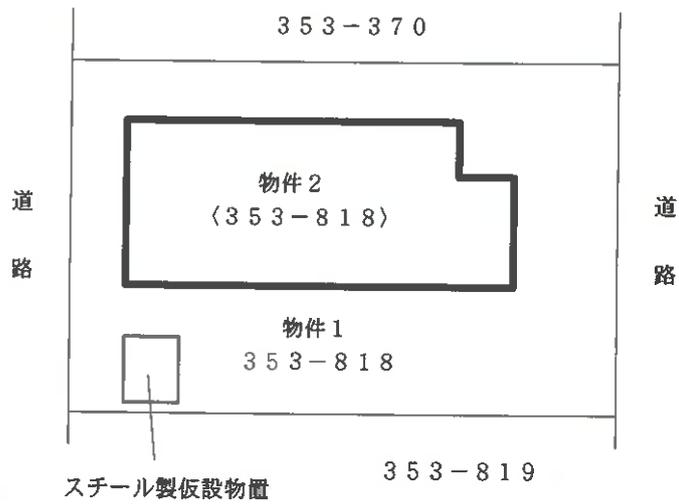
1 階



2 階



土地建物位置関係図



S ≒ 1 : 250